<議論の基本的な方針>

- ○日本語の専攻分野名称の多様化(奇抜化?)の問題はひとまず置いて、英文表記の問題 に焦点化。
- ○英文表記をめぐる関心の的は「国際的な通用性」だが、水準の異なる2つの論点が存在
- (1) 奇抜な専攻分野名称の英訳→そもそも外国において通じるのか?かなり怪しいところがあるけれども、この問題もひとまず置いておく。
- (2) 高等教育システム(含む学位制度)が国ごとに異なることを前提に、日本の大学(卒業者)の水準の等価性を主張→どこの国をモデルとして参照するかによって結論が変わる (外国の事例の最大公約数的な解を求めるというわけにはいかないだろう)。

<平成3年の学位制度の変更の趣旨と学位の名称>

- ○大学審議会の答申等に必ずしも明記されているわけではないが、米国の制度を強く意識 していたことは明らか。
- ・学士の学位化→国際的にみれば学士を「学位」として位置付けているのは英米系の大学
- ・課程制大学院の実質化→課程制大学院のモデルは米国の大学
- ○大学設置基準に定める学士の種類を廃止(修士、博士についても種類を廃止)
- ・××学士に対応する英訳が、Bachelor of ×××であると考えれば、学士の種類を廃したならば、Bachelor のみ、あるいは Bachelor (×××) とするべき?
- ・しかし、英語圏の学位記の表記方法として、Bachelorのみ、あるいは Bachelor(×××) はやや奇異な感じは否めない。
- ・米国では Bachelor of Arts もしくは Bachelor of Science を授与するケースが大半。第一専門職学位(法・医・神→日本の修士相当)、一部の特殊な専攻分野(芸術関係、法・医・神以外の非伝統的専門職業に関する分野)において Bachelor of ×××が例外的に存在。
- ・専攻分野によって B.A.、B.S.に分かれるが、その境界線は必ずしも明確ではない。
- ・教育課程の編成においては、B.A.と B.S.の間で大きな違いはない?→たとえばメリーランド州立大学システムの場合、B.A.、B.S.ともに一般教育の必要単位数は 40~46 単位(大学によって多少異なる) と規則で定められている。
- ・社会的な通念として、B.A.と B.S.の間に明確な序列関係があるわけでもない。後発の Bachelor of Applied Science (B.A.S)、Bachelor of Applied Technology (B.A.T)等は、B.A. や B.S.とは水準が異なると認識されている(ただし、B.A.S や B.A.T.は全国的に普及して いるものではない)。

- ○同時に行われた大学設置基準の大綱化により、かつての一般教育に相当する教育が占める比重が形式的には著しく低い大学が存在するようになった
- ・国立大学を中心に依然として多くの大学は、従前の「一般教育」に相当する授業科目群を少なくとも 30 単位前後含んだ教育課程を編成 (「全学共通科目」など)。その意味で、B.A.か B.S.のいずれかを英文表記に用いることが妥当であると考えられる(さらに詳細な専攻の表示が必要ならば、B.S. in ~として示せばよい)。
- ・一方、中には B.A.、B.S.とするには、明らかに専門的科目に形式上、特化した教育課程 を編成する大学が存在することも事実。こうした教育課程の修了者に対する学位の名称を どう考えるかが問題。ただし、こうした学部・学科は伝統的な学術分野に沿った課程では なく、実践的な教育を重視する傾向にある。学術的な教育を重視する大学が B.A.、B.S. を使用することで棲み分けは可能になると考えられる。
- ・国家資格の受験資格等と結びついた学部・学科については、学位の「資格」としての機能を重視するならば、名称が卒業大学によって異なることは好ましくない。専門職団体や関係省庁と協力して、統一的な名称の使用を働きかけるべきだろう。